

一定範囲内の省エネ性能が低下する変更

省エネ基準に係る変更前の省エネ性能が省エネ基準を1割以上上回るもので、変更後の省エネ性能の低下が1割以内に収まるものとして以下に該当する変更

・空気調和設備

次に掲げる(い)、(ろ)のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

(い) 外壁の平均熱貫流率について5%を超えない増加かつ窓の平均熱貫流率について5%を超えない増加

(ろ) 熱源機器の平均効率について10%を超えない低下

・機械換気設備

評価の対象となる室の用途毎につき、次に掲げる(い)、(ろ)のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か性能が向上する変更」である変更。

(い) 送風機の電動機出力について10%を超えない増加

(ろ) 計算対象床面積について5%を超えない増加(室用途が「駐車場」「厨房」である場合のみ)

・照明設備

評価の対象となる室の用途毎につき、次に掲げる(い)に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

(い) 単位床面積あたりの照明器具の消費電力について10%を超えない増加

・給湯設備

評価の対象となる湯の使用用途毎につき、次に掲げる(い)に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

(い) 給湯機器の平均効率について10%を超えない低下

・太陽光発電

下表に掲げる(い)、(ろ)のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

(い) 太陽電池アレイのシステム容量について2%を超えない減少

(ろ) パネルの方位角について30度を超えない変更 かつ 傾斜角について10度を超えない変更